

令和3年 多賀町議会9月第3回定例会再開会議録

令和3年9月28日（火） 午後2時00分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	富 永 勉 君
2番	清 水 登久子 君	8番	大 橋 富 造 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武 史 君
4番	木 下 茂 樹 君	10番	山 口 久 男 君
5番	松 居 亘 君	11番	川 岸 真 喜 君
6番	菅 森 照 雄 君	12番	竹 内 薫 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長補佐	小 菅 俊 二 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明 子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正 浩 君
総 務 課 長	石 田 年 幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税 務 住 民 課 長	岡 田 伊 久 人 君		

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 村 田 朋 子

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第55号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第4号）について  
（予算特別委員長報告）

日程第3 議案第56号 令和3年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
（総務常任委員長報告）

日程第4 認定第59号 令和2年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について

		て
		(決算特別委員長報告)
日程第5	認定第60号	令和2年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
		(総務常任委員長報告)
日程第6	認定第61号	令和2年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
		(総務常任委員長報告)
日程第7	認定第62号	令和2年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
		(総務常任委員長報告)
日程第8	認定第63号	令和2年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について
		(総務常任委員長報告)
日程第9	認定第67号	令和2年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
		(産業建設常任委員長報告)
日程第10	認定第68号	令和2年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について
		(産業建設常任委員長報告)
日程第11	認定第69号	多賀町水道事業会計の利益の処分および令和2年度決算の認定について
		(産業建設常任委員長報告)
日程第12	認定第70号	令和2年度多賀町下水道事業会計決算の認定について
		(産業建設常任委員長報告)
日程第13	請願第2号	国に対し所得税法第56条廃止の意見書提出を求める請願
		(総務常任委員長報告)
日程第14	陳情第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について(依頼)
		(総務常任委員長報告)
日程第15	議案第71号	令和3年度多賀町一般会計補正予算(第5号)について
日程第16	発議第1号	「所得税法第56条」の廃止を求める意見書案
日程第17	発委第3号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案

- 日程第18 議員派遣の件について
- 日程第19 委員会の閉会中の継続調査について
- (総務常任委員会)
  - (産業建設常任委員会)
  - (議会広報常任委員会)
  - (議会運営委員会)

(開会 午後 2時00分)

○議長(竹内薫君) ただ今から、令和3年9月第3回多賀町議会定例会を再開いたします。

---

○議長(竹内薫君) なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日の本会議に町長から追加議案1件が提出されています。

それでは、日程表のとおり、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長、決算特別委員長に付託案件の審査結果の報告を求め、各委員長に対し質疑の後、討論および採決を行います。

再開に当たり、町長から挨拶をお願いいたします。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 令和3年9月第3回多賀町議会定例会の再開に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず始めに、さきの官製談合防止法違反容疑における多賀町職員が逮捕された事態は、法を順守すべき立場にある公務員としてあるまじきことで、誠に遺憾であり、心からおわびを申し上げます。現在、警察で取調べ中でありますので、本町といたしまして警察の捜査に全面的に協力していくとともに、当該職員の処分につきましては、捜査の進展や事実関係などを踏まえ、厳正に対処してまいります。また、第三者委員会を立ち上げ、再発防止策を検討してまいります。

このような事態が多賀町で起きましたことは、町の歴史上、初めてのことであり、改めて住民の皆様ならびに関係者の皆様に心より深くおわび申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

さて、本議会定例会は、9月3日に開会し、本日までの26日間には、3日の本会議をはじめ、6日、7日の一般質問、8日および10日の決算特別委員会、13日の総務常任委員会ならびに14日の産業建設常任委員会、また15日の予算特別委員会におきまして、提出をさせていただきました24件の議案につき慎重なご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

なお、本日は、本定例議会の最終日でございますが、各委員会に付託をされました議案および本日提出をさせていただきました一般会計補正予算案についての追加議案につきまして、円滑かつ適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げ、議会再開に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

(開議 午後 2時00分)

○議長(竹内薫君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますの

で、これより本日の会議を開きます。

---

○議長（竹内薫君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

---

○議長（竹内薫君） 日程第2 議案第55号から日程第14 陳情第1号までを一括議題とし、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長、決算特別委員長より付託案件の審査結果の報告を行います。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

5番、松居亘総務常任委員長。

〔総務常任委員長 松居亘君 登壇〕

○総務常任委員長（松居亘君） 本会議において総務常任委員会に付託を受けました議案1件、決算認定4件、請願、陳情各1件の審査結果を、会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

9月13日午前9時より、役場3階第1委員会室において、委員全員、執行者側より町長、副町長、教育長、担当課の出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず「議案第56号 令和3年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」、税務住民課長から、今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、国民健康保険税の減免措置を令和4年3月31日まで適用を延長したことに伴い、減免申請による保険税の減額および減免に伴う財政支援の受入れを行うもの。また、令和2年度保険給付費額の確定に伴い、県に精算として返還を行うため補正する。既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ548万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億8,452万5,000円とするものであると説明がありました。

質疑応答では、委員から、減免の分は国・県からの全額補てんということですかとの質疑に対し、当初は10分の4だけでしたが、臨時交付金の対象とされたことから10分の6の補てんということで全額補てんになりましたと答弁がありました。

また、委員から、国保の方で人工透析を受けておられる方の人数はどの質疑に対し、7人で、糖尿病リスク予防対応している方は10名おられますと答弁がありました。

また、委員から、人工透析を受けておられる方は自分の命を守らないといけないので、医療費控えとかはないですかとの質疑に対し、必要な医療は受けていただいていると思いますと答弁がありました。

以上で質疑応答を終了し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、「議案第56号 令和3年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「認定第60号 令和2年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

について」、税務住民課長から、歳入決算額は7億8,599万円、歳出決算額は7億3,951万円となり、差引残額は4,648万円となった。歳入の主なものは、国民健康保険税1億5,590万円、県支出金5億2,226万円で、うち普通交付金が5億193万円、特別交付金が1,011万円、他会計からの繰入金6,691万円となった。

歳出の主なものは、加入者の医療費に係る保険給付費が5億348万円、国民健康保険事業費納付金は、運営が都道府県化されたことにより全て県に支払う納付金で1億9,453万円、人間ドック、特定健診などの保健事業費は1,066万円であると説明がありました。

なお、2年度の国保平均世帯数は1,014世帯、平均被保険者数は1,602人、現年度収納率は99.04%で県下1位を維持、1人当りの医療費は約37万円となっています。

質疑応答では、委員から、人間ドックの補助金の令和2年度の実績はどの質疑に対し、申込みは129名ありましたが、実績は95名となりましたと答弁がありました。

また、委員から、ビワテクアプリの経費はどこから支出されていますかとの質疑に対し、ビワテクを導入されている市町で協議会をつくって運営していますが、その代表市町が全て県の補助金を受け入れて10分の10で運営していますと答弁がありました。

また、委員から、被保険者数1,602人のうち前期高齢者の人数はどの質疑に対し、65才から74才までの前期高齢者医療の被保険者数は908人ですと答弁がありました。

また、委員から、1人当たりの医療費は、令和2年度は36万8,000円であったが、県下での状況はどの質疑に対し、県の平均が37万7,000円で、本町は14位でした。令和元年度は10位で、医療費は少しずつ減っている状況ですと答弁がありました。

以上で質疑応答を終了し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、「認定第60号 令和2年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、「認定第61号 令和2年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、福祉保健課長から、歳入決算額は8億6,858万円、歳出決算額は8億3,865万円となり、差引残額は2,993万円となった。歳入の主なものは介護保険料1億8,287万円で、収納率は現年分で99.94%となった。なお、2年度の介護保険料は第7期の3年目に当たり、基準額は6,100円となっている。国庫支出金は2億551万円で、そのうち国庫負担金1億4,608万円は、介護給付費の在宅分20%、施設分15%に相当する額を収入している。支払基金交付金2億699万円は、40歳から64歳までの第2号被保険者からの保険料である。県支出金は1億2,791万円、繰入金は1億2,297万円、繰越金は2,175万円となった。

歳出の主なものは、介護給付費が7億5,235万円で、そのうちデイサービスや訪

問介護、ショートステイなどの居宅介護サービス費が2億2,934万円で、月平均175名の利用があった。地域密着型介護サービス費は1億2,017万円、施設介護サービス給付費は3億887万円、居宅介護サービス計画給付費は3,189万円となり、地域支援事業費3,927万円は、介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括支援センターの運営費などの支出となった。介護給付費準備基金積立金に1,600万円積み立て、決算年度末残高は7,136万円となった。また、第8期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画を策定したと説明がありました。

質疑応答では、委員から、本町の独自の給付事業の紙おむつですが、前年度に比べて10%ほど減額になっていますが、原因は何ですかとの質疑に対し、令和元年度の登録者は218名で、介護認定者数の減少があり、各サービスを利用される人数も少なくなっている。それに伴い、特別給付費の2年度の給付額も少なくなったと答弁がありました。

また、委員から、老老介護が心配ですが、その実態はどの質疑に対し、人数自体は減ってきている。要介護者の状況により、軽度の方は何とかデイサービスなどで支えられています。要介護3以上になりますと、介護の手間が大きくなってきますので、施設入所の検討であったり、それに代わるサービスの検討を行っているかと答弁がありました。

また、委員から、施設入所の待機としての人数はどの質疑に対し、待機者は令和2年度中、犬上ハートフルセンターで96名、うち町内17名、清流の里については48名、うち町内12名ですと答弁がありました。

また、委員から、中川原で介護施設の新設の動きがあるようですが、把握されていますかとの質疑に対し、高齢者の介護施設ではなく、障がい者のグループホームの建設について相談を受けていますと答弁がありました。

以上で質疑応答を終了し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、「認定第61号 令和2年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、「認定第62号 令和2年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、税務住民課長から、歳入決算額は1億968万円、歳出決算額は1億809万円となり、差引残額は158万円となった。2年度の平均被保険者数は1,333人で、前年度より22人減った。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料は7,954万円となり、現年度収納率は99.97%、一般会計からの繰入金は2,872万円、繰越金は114万円となった。歳出の主なものは、人件費と徴収費の総務費で632万円、後期高齢者医療広域連合納付金が1億172万円となったと説明がありました。

質疑応答では、委員から、保険料徴収で、特別徴収と普通徴収の割合はどの質疑に対し、令和2年度末で特別徴収は86.7%、1,139人、普通徴収は13.3%、174人ですと答弁がありました。

また、委員から、医療費の自己負担の割合が2割になるのはいつからかとの質疑に対

し、令和4年10月の予定ですが、まだ正式には決定していませんと答弁がありました。

以上で質疑応答を終了し、討論があり、採決の結果、賛成多数で、「認定第62号 令和2年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、「認定第63号 令和2年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、教育総務課長から、歳入決算額は266万円、歳出決算額は261万円となり、差引残額は5万円となった。歳入の主なものは、基金繰入金が256万円で、歳出の主なものは、奨学金の252万円で、高校19名、高専1名、専門学校1名、大学生4名、計25名となり、育英基金の決算年度末現在高は4,332万円となったと説明がありました。

質疑応答では、委員から、奨学金の支給の在り方について検討する考えはないかとの質疑に対し、3年度の7月の審査会の中におきまして、もう少し審査の基準を明確にしたいと考えている。ひとり親のご家庭など、ご家庭によりどれくらいお金がかかるかという基準を示させていただいて、次年度以降は変えていきたいと思っておりますと答弁がありました。

また、委員から、基金運用はどこ金融機関ですかとの質疑に対し、会計室で処理を頂いている。利率が一番高いところで運用している。今年は東びわこ農協で1年の定期預金です。利率は0.05%ですと答弁がありました。

以上で質疑応答を終了し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、「認定第63号 令和2年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、「請願第2号 国に対し所得税法第56条廃止の意見書提出を求める請願」について、9月13日午後1時30分より、役場3階の第1委員会室に請願者である滋賀県商工団体連合会婦人部協議会、大西会長ほか2名の出席を求め、委員会を開催いたしました。

大西会長から、中小企業は、事業主と共に働き営業を支える家族従業員の働き分は、所得税法第56条「配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」により、必要経費として認めていない。配偶者は年86万円、それ以外の親族は年50万円が控除されるだけで、最低賃金にも満たない額となっている。そのことが低単価、低賃金、低い年金など、劣悪な社会保障の要因となっており、後継者不足にもつながっている。全国では550を超える自治体が、働き分を認めない所得税法第56条は人権侵害だとして国に意見書を上げている。地域経済の担い手である中小企業の地位向上と地域経済の発展とジェンダー平等社会の実現のためにも、多賀町でも所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出していただきたいと説明がありました。

質疑応答では、委員から、商売されておられる方のご苦勞や法律の認識についてお聞かせくださいとの質疑に対し、建築業が民商の中では多いです。青色申告と言われます



が、記帳がやりにくいし、税務署長の印鑑が必要になったり、経費として認められないものがあったり、昔から白色申告にしていますので、やはり白色にしたいです。仕事もなかつたりするときもありますし、ひどいときですと3か月ぐらい仕事がないときもあります。そこは白色でさせていただいて、自分の自由記帳にさせていただき、会社経営を存続していきたいと答弁がありました。

また、委員から、所得税法第56条について、ほとんどの国民は知らないと思うので、共働きの女性として思うことはありますかとの質疑に対し、夫と共に毎日働いていますが、法律によって国にいじめられているのかなと思うくらいです。56条をなくしてくれたらお役に立てますし、生きている実感があります。知れば知るほど納得いきませんし、白色をなくせば良いのにとと思うほどです。なくさないというのは、何かあるのではないかと考えています。56条の最大の矛盾は、家族従業者の給料を経費として認められないのです。何もかも事業主の合算になりますので、働いた事実も働き分も認めてもらえないということは、家族労働者の人格を否定しているのではないかと私たちは思っていますと答弁がありました。

また、委員から、私も56条はむごいと思います。他の産業を巻き込んで、より一層うねりを大きくしてほしいと個人的には思います。

また、委員から、13年から14年前まで同じようなことをしてしましたので、良く分かります。不公平だと思っていました。おっしゃることは重々理解しています。

また、委員から、所得税法第56条は人権侵害であると言われるのは、少し納得いきません。基本的には中小企業の地位を向上するためにどうするかということが大切ではないでしょうか。

また、委員から、いろんな制度にいろんな矛盾点がありますので、みんな一緒に取り組んでいただきたいと思います。みんなで声を上げていったら良くなっていくと思うとの発言がありました。

以上で質疑応答を終了し、参考人の退席後、討論があり、採決の結果、賛成多数で、「請願第2号 国に対し所得税法第56条廃止の意見書提出を求める請願」については、請願のとおり採択すべきものと決しました。

次に、「陳情第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」、議会事務局長から、全国町村議会議長会および滋賀県町村議会議長会から発出された、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について説明がありました。

委員から、大企業が優遇されている法人事業税を見直し、公平で適正な課税をして税財源に充てるようになっていけば良いし、日本の国を豊かにするためには、地方が財政力をつけていく必要があるのではないかなどの発言がありました。

以上で審査を終了し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、「陳情第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」は、

陳情のとおり採択すべきものと決しました。

以上で総務常任委員会に付託されました審査の結果報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

6番、菅森照雄産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 菅森照雄君 登壇〕

○産業建設常任委員長（菅森照雄君） 産業建設常任委員会に付託されました審査結果を、会議規則第77条の規定により、報告いたします。

9月14日午前9時より、役場3階第1委員会室において、委員全員と議長、町長、副町長、会計管理者、担当課長出席の下、当委員会に付託されました認定案4件について審査を行いました。

まず、産業環境課所管事業、「認定第68号 令和2年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入歳出536万円に対し、歳入決算額は536万4,817円、歳出決算額は486万4,340円となり、差引残額50万477円で、歳入では、基金利子19万858円、前年度繰越金50万959円、基金から467万3,000円。歳出の主なものは、樹木の剪定、草刈りに458万7,580円、街路灯の維持管理27万6,760円、基金残高は3億4,213万9,116円との説明がありました。

主な質疑では、除草作業が年3回されているが、1回当たりの人数と日数はに対し、1回当たりの延べ人数は90人、日数は10日ほど。

また、委託先はに対し、除草作業はシルバー人材センターで、街路樹については大滝山林組合に委託しているとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、認定第68号は、賛成全員で、原案のとおり認定すべきとすることに決定しました。

次に、地域整備課所管事業では、「認定第67号 令和2年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入歳出予算額5,906万円に対し、歳入決算額は6,000万1,215円、歳出決算額は5,717万5,446円となり、差引残額は282万5,769円。歳入では、高度処理、施設補修に対する県補助金260万6,000円、一般会計より4,873万6,000円、前年度繰越金348万1,000円、使用料ほか517万7,000円。歳出では、職員給与ほか共済費等に981万7,000円、処理場および真空ポンプに係る光熱水費、保守点検、維持補修に1,843万6,000円、令和2年度実質収支額282万5,769円となり、地方債残高は3億5,314万3,355円との説明がありました。

主な質疑では、県補助金が前年と比べ減少しているが、要因はに対し、実質処理水量に対し交付される。処理水量の減少。

また、農山漁村地域整備交付金の算定根拠はに対し、維持補修工事費に対する補助率60%相当額である。

また、今後の計画はに対し、具体的な方針は立てていないが、検討に入らなければならないとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、認定第67号は、原案のとおり認定すべきとすることに決定しました。

次に、「認定第69号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和2年度決算の認定について」、給水戸数3,135件、給水人口7,508人、総排水量161万 $\text{m}^3$ 。事業収益は3億7,427万5,000円、事業費用は3億467万3,000円。資本的収入5,099万円、資本的支出は2億637万2,000円、資本的支出に対する不足額1億5,538万2,000円は消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てん。収益的収入の主なものは、上水道使用料2億3,362万円、営業外収益は、他会計一般会計補助金6,849万7,000円、長期前受金戻入3,543万4,000円。収益的支出の原水浄水費では、浄水処理設備等保守点検、水質検査、水道施設点検、修繕、ポンプなど4,429万6,000円。配水給水費では、配管固定資産台帳更新、配水管、給水管など漏水修理や配水施設の修繕に1,157万7,000円、減価償却費では機械、建物、構築物など1億6,693万円、営業外費用では支払利息、企業債取扱い諸費3,945万円。資本的収入では、企業債借入れ5,000万円、資本的支出では、土田水源地取水施設整備や導水管敷設工事、次年度の工事予定箇所設計業務委託料1億874万2,000円、企業債償還金9,762万9,000円で、令和2年度末残高は27億7,584万8,976円。未処分利益剰余金は15億4,119万3,095円で、減債積立金および改良積立金にそれぞれ150万円ずつ処分し、繰越利益剰余金は15億3,819万3,095円との説明がありました。

主な質疑では、土田水源地の活用方法はに対し、中川原水源地と交互で運用する。

また、一般会計から6,850万円繰り入れているが、決算の内容から見ると、繰り入れなくても良いのではと思うがに対し、単年度だけで見ると純利益というふうに思える。施設の更新のための蓄えが必要。

また、減価償却費配水管はどの内訳に入るのかに対し、構築物に入る。

また、構築物と建物との区別はに対し、固定資産台帳の更新業務において、受託業者が建物、構築物、機械などに振り分けているとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、認定第69号は、全員賛成で、原案のとおり認定すべきとすることに決定しました。

「認定第70号 令和2年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」、歳入予算額4億3,296万8,000円に対し、決算額は4億3,712万8,000円のうち、仮受け消費税および地方消費税2,366万1,000円で、収益的支出では4億2,641万3,000円に対し、決算額は4億1,852万円のうち、仮受け消費税および地方消費税1,299万2,000円となり、差引額1,860万7,000円。資本的収入では、予算額1億5,397万1,000円に対し、決算額は1億5,211万8,000

円、資本的支出では、予算額2億7,943万1,000円に対し、決算額は2億7,721万9,000円、不足額1億2,510万1,000円は引継ぎ金、消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てん。収益的収入では、下水道使用料2億1,739万円、一般会計から雨水処理負担金538万4,000円。営業外収益では、一般会計からの繰入金6,256万5,000円、社会資本整備総合交付金1,204万5,000円、長期前受金戻入8,173万1,000円。特別利益では、平成30年度消費税還付金445万3,000円のほか、流域下水道東北部処理区の維持管理負担金の剰余金返還として2,961万5,000円。支出では、管渠、マンホールポンプ維持管理3,670万5,000円、汚水処理負担金9,078万3,000円、減価償却費2億319万6,000円、企業債利息4,511万5,000円。資本的収入では、企業債8,890万円、他会計出資金4,577万3,000円、社会資本整備総合交付金1,694万2,000円。資本的支出では、管渠整備事業3,284万2,000円、流域下水道建設負担金1,203万7,000円、企業債償還金2億3,079万2,000円となり、年度末残高は24億5,438万8,000円との説明がありました。

主な質疑では、ストックマネジメントシステム計画策定業務の委託先はに対し、日本水工設計である。

また、下水道管、マンホールは構築物かに対し、構築物になる。

下水道管の総延長はに対し、約82kmほどとの説明がありました。

また、ポンプ場は何か所かに対し、16か所。

また、ポンプの更新基準はに対し、点検結果を基に更新。

また、今後の大きな事業はに対し、マンホールポンプ所の更新、中川原地区の雨水排水事業。

また、委員から、剰余金は特別会計の場合、繰越金と思うがに対し、処分せずに急な赤字が発生したときとかに必要な資金を残しておくとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、認定第90号は、賛成全員で、認定すべきとすることに決定しました。

以上で産業建設常任委員会に付託されました審査結果の報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

5番、松居亘予算特別委員長。

〔予算特別委員長 松居亘君 登壇〕

○予算特別委員長（松居亘君） 本会議において予算特別委員会に付託された議案1件の審査結果を、会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

付託案件は、「議案第55号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第4号）」でございます。

9月15日午前9時より、役場3階第1委員会室において、委員全員と議長、執行者側より町長、副町長、教育長、会計管理者、担当課長の出席を求め、委員会を開催いた

しました。

初めに、総務課に関する事項について担当課の説明を求めました。

総務課長から、今回の補正予算について、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,040万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ51億3,122万7,000円とする。臨時財政対策債は、額の確定により3,113万1,000円を増額する。総務課所管について、歳入の主なものは、地方特例交付金177万4,000円、普通交付税3億1,874万9,000円が額の確定により増額。財政調整基金繰入金は1億5,000万円の減額。今回の補正に要する財源として、前年度繰越金4,209万2,000円を充当する。歳出の主なものは、財政調整基金積立金に2億165万4,000円を補正すると説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、地方特例交付金の地方税減収補てん分が今回の補正予算で上がっていますが、固定資産税を減免するときの分は入っていないのですかとの質疑に対し、今回の補正で177万4,000円増額させていただいていますのは3つの分です。1つは個人住民税の減収補てんです。あと2つは自動車税と軽自動車税です。固定資産税で減った分は国から同額が入ることになっています。今回の補正予算には計上されていませんと答弁がありました。

また、委員から、基準財政需要額が増えた要因はとの質疑に対し、基準財政需要額の伸びが前年度と比較して3.9%伸びています。一番伸びていますのは、社会福祉費の算定において、園児数が増加しているのと、無償化に伴い園児数に乗じる費用という基準額の見直しもあり、そこがかなり伸びています。その他は、消防費で、基準額の見直しで需要額が伸びていますと答弁がありました。

次に、企画課に関する事項について、担当課の説明を求めました。

企画課長から、歳入の主なものは、県より山村辺地等活性化事業補助金として102万2,000円、同じく自治振興交付金として86万1,000円、環境省の委託を受けた団体より地域循環共生圏推進事業費として200万円。歳出の主なものは、多賀里づくり魅力化プロジェクト事業に259万9,000円、落合区的生活環境施設、給水設備に204万4,000円、開発申請に伴う雨水排水の設計審査委託に44万円を補正すると説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、山村辺地等活性化事業補助金を受けられる条件はとの質疑に対し、県の要件の1つに財政力指数0.7以下があります。近年、本町は0.7を超えており、要件を満たさなかったのですが、今は0.69になり、要件を満たすことになったと答弁がありました。

また、委員から、大滝神社の旧宮司宅はふだんは人気もなく、夜も暗い場所である。改修に公金を投資して、入居したが、すぐに退去するというようなことがないようにし

てもらいたいとの質疑に対し、地域おこし協力隊の方がそこを拠点に活動することを考えている。滋賀県立大学の学生がシェアハウスのように同居すると聞いています。防犯対策で防犯カメラをつけさせていただきますと答弁がありました。

また、委員から、旧営林署の件は、まだ地元説明会が終わっていない。9月定例会の最終日に予算が可決しても、地元説明会が済むまで工事着手はやめてもらいたいとの質疑に対し、7月に富之尾区に説明させていただいた。緊急事態宣言が解除になりましたら、再度説明会の開催をお願いし、それまでは何も動かない状態にさせていただきますと答弁がありました。

また、委員から、月之木地先の開発で7,700㎡の地権者は何人ですか。また、開発業者はとの質疑に対し、地権者は7人です。ほかに多賀町の土地や土地改良区の土地も含んでおります。また、開発業者は彦根市のホクト開発株式会社ですと答弁がありました。

次に、税務住民課に関する事項について、担当課の説明を求めました。

税務住民課長から、歳入の主なものは、地方創生臨時交付金が141万2,000円。歳出の主なものは、コロナの影響を受けた企業、住民に町税過年度還付金として500万円、国保会計への繰出金141万2,000円を補正すると説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、国保税の減免分の補てんは100%補てんだと思いますが、財源はとの質疑に対し、地方創生臨時交付金で10分の6、残りの10分の4は国保の特別調整交付金ですと答弁がありました。

次に、福祉保健課に関する事項について、担当課の説明を求めました。

福祉保健課長から、今回の補正は、豊郷病院小児科医師確保対策と新型コロナウイルス感染対策が11月まで延長されたことに伴う経費として補正を行う。歳入歳出ともに主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種対策に1,128万7,000円の補正を行うと説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、3回目のワクチン接種について、何か情報は入っていますかとの質疑に対し、担当者の会議の中では、3回目のブースター接種を行うワクチンの量は国として確保しているという情報はありましたと答弁がありました。

また、委員から、ワクチン未接種の方の対応はとの質疑に対し、約830人の未接種の名簿がありますので、10月以降の日程が決まりましたら、個別通知する予定をしていますと答弁がありました。

また委員から、ワクチン接種済証明書はとの質疑に対し、接種するときにお持ちいただいた接種券に接種した場所と日付印を押ささせていただいており、今のところ、それが接種済みの証明になります。海外渡航の際に必要な予防接種証明書については、現時点で2件交付していますと答弁がありました。

次に、産業環境課に関する事項について、担当課の説明を求めました。

産業環境課長から、農業用機械等導入支援事業において1,400万円の債務負担行為補正を行う。歳入の主なものは、環境こだわり農業直接支払交付金が56万2,000円。歳出の主なものは、秋の粗大ごみ収集業務委託料に1,004万8,000円、農業機械5件分の購入補助金として1,000万円、鳥獣害防止対策に93万円、飲食店のしつらい補助金として50万円の補正を行うと説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、農業用機械等導入支援事業費補助金の申込み状況と補助の時期はどの質疑に対し、6月のときに、応募が全部で14件です。そのうちの2件分は当初予算の400万円で交付決定しています。残りの12件については、中身を精査する中で、乾燥機の分7件は来年度にさせていただきたく、今回債務負担にしたところです。また、残りの5件はトラクターや田植機で、来年の春から間に合うように、この9月補正でお願いしていますと答弁がありました。

また、委員から、がんばる商店応援補助金50万円はどこかの質疑に対し、多賀の飲食店で、店のしつらいということで店舗の一部を改修される費用ですと答弁がありました。

次に、地域整備課に関する事項について、担当課の説明を求めました。

地域整備課長から、歳入の主なものは、社会資本整備総合交付金が773万9,000円の減額、スマートインターチェンジアクセス整備交付金が394万6,000円の減額。歳出の主なものは、道路改良工事が1,341万7,000円の減額、スマートインターチェンジ整備事業負担金が650万円の減額補正を行うと説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、通学路安全対策事業はどこですかとの質疑に対し、町道多賀高宮線ですと答弁がありました。

また、委員から、敏満寺高宮線を県道に移管した方が良いのではないかとこの質疑に対し、町道を県道にする代わりに、県道を町道にしてほしいと言われるので、県との協議は困難ですと答弁がありました。

次に、教育委員会に関する事項について、担当課の説明を求めました。

教育総務課長から、歳出の主なものは、なつめ保育園への補助金として30万円、放課後児童クラブの備品購入に181万6,000円、多賀小学校の雨漏れ工事とプールの排水工事に210万1,000円、中学校の受水槽の漏水工事と教室の床の張り替え工事に245万2,000円の補正を行うと説明がありました。

続いて、生涯学習課長から、歳出の主なものは、久徳の認定こども園予定地の遺跡発掘調査や測量等に207万1,000円の補正を行うと説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、(仮称)久徳認定こども園の園舎とグラウンドの場所が変わったが、それは

決定ですか。また、地元説明はどの質疑に対し、取得をする土地の中で私たちが考えている規模のこども園が建てられるということが確認できましたので、次のステップとして、きっちり造るには、どういう形の向きや日差しや風向きや園庭の取り方や、近隣の方への影響をきっちり提案させた中で、設計士の中であの形が一番子どもたちに居心地が良い環境になるということで、あの形にさせていただきました。近々、区長様にご連絡してお示しする準備をしていますと答弁がありました。

また、委員から、なつめ保育園に対する保育環境改善等事業費補助金30万円の根拠はどの質疑に対し、なつめ保育園は定員が19名の小規模保育所ですので、規模に合わせた上限額が30万円ですと答弁がありました。

以上で全ての質疑応答を終了し、討論はなく、採決の結果、「議案第55号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第4号）について」は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算特別委員会における付託案件の審査結果報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 暫時休憩します。

再開は議場の時計で3時15分再開とします。

（午後 3時00分 休憩）

---

（午後 3時13分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは次に、決算特別委員長の報告を求めます。

6番、菅森照雄決算特別委員長。

〔決算特別委員長 菅森照雄君 登壇〕

○決算特別委員長（菅森照雄君） 決算特別委員会に付託されました「認定第59号 令和2年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」の審査結果を、会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

9月8日、10日の2日間にわたり、午前9時より、役場3階第1委員会室において、委員全員と議長、町長、副町長、会計管理者、各担当課長に出席を求め、委員会を開催しました。

会計管理者より、令和2年度多賀町一般会計歳入歳出決算の概要について、歳入歳出予算総額は62億8万円、歳入決算額は59億4,452万7,000円、前年度比9億1,894万6,000円、18.3%の増、歳出決算額は56億5,992万4,000円で、前年度比9億1,040万7,000円、19.2%の増となり、差引残額は2億8,460万3,000円で、繰越財源3,670万6,000円を除く実質収支は2億4,789万7,000円。

歳入の主なものは、町税で17億9,228万4,000円、7.8%の減収、そのうち、町民税は、新型コロナウイルス感染症の影響により法人税の44.8%、1億7,4



34万円の大幅な減収により6億1,417万1,000円。固定資産税は、住宅、工場倉庫等の新築などもあり10億9,813万9,000円。軽自動車税は3,153万1,000円。たばこ税は4,727万2,000円。

歳出では、議会費6,920万9,000円、総務費13億5,447万6,000円、民生費13億9,504万9,000円、衛生費3億6,618万9,000円、農林水産業費3億4,993万7,000円、商工費4,965万6,000円、土木費5億2,407万1,000円、消防費1億6,801万9,000円、教育費7億9,173万6,000円、公債費4億8,214万6,000円。

自主財源は24億6,942万6,000円で41.5%、依存財源は34億7,510万円で58.5%。依存財源の主なものは、町債4億689万2,000円、国庫支出金13億4,248万4,000円、地方交付税10億3,249万7,000円、県税交付金2億3,774万円などで、地方債残高は52億3,962万円、基金残高は14億4,023万3,000円との説明がありました。

各課所管の歳出の主なものは、会計室では、指定金融機関業務委託料55万円、機器借上料78万3,000円などで188万3,000円との説明がありました。

質疑はありませんでした。

次に、議会事務局では、議員報酬、議員年金給付費負担金、議会広報の印刷製本費、県郡議長会負担金などで6,920万9,000円、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県外研修や表敬訪問などの活動を自粛し、令和元年度に比べ190万円の減額との説明がありました。

主な質疑では、公平委員会、固定資産評価委員での意見、是正はに対し、不服申立てなどはありませんとの答弁がありました。

次に、総務課所管では、ふるさと納税報償費251万4,000円、特別定額給付金7億6,400万円、統計調査293万5,000円、消防事務委託料1億1,219万3,000円、防災備品としてコロナ対策用マスク、体温計、消毒液などで1,483万7,000円、消火栓の負担金として1,152万円、公債費4億8,214万6,000円との説明がありました。

主な質疑では、臨時財政対策債2億1,900万円、地方債発行額4億円で町債の約半分が臨時財政対策債かに対し、そのとおりです。

また、委員から、地方債残高52億4,000万円、臨時財政対策債25億円は他町と比べて発行額が多いが、発行基準はに対し、計算式は分からない。基本は財政力指数であるとの答弁がありました。

また、公用車売却は何かに対し、凍結防止散布車である。

また、全国町村会災害対策保険制度が適用される出勤はに対し、風水害対策で避難所を開設した場合の職員の人件費で、令和2年度はないとの答弁でした。

また、町内でまだLEDになっていない防犯灯は何基かに対し、何基か存在している

が、順次交換するようにしているとの答弁がありました。

また、国勢調査の数値の活用はに対し、交付税の算定になる。

また、不用額の3年度予算への影響はに対し、通常、繰越しとして残すが、2年度は税収が大きく減収し、繰り越す余裕がなく、また3年度も税収の落ち込みが予想され、不用額で補てんする可能性があるとの答弁がありました。

また、ふるさと納税の収支内訳はに対し、収入額897万5,000円、事業費470万9,000円で、差引426万6,000円。

また、納税者数はに対し、475人。

また、委員から、財産調書を金額ベースでの公表が必要ではに対し、純資産変動計算書があり、公表している。データが膨大な量になり、紙ベースでは時間的にも労力的にも決算書と同時に公表は難しいとの答弁がありました。

次に、福祉保健課所管の歳出の主なものは、介護生活支援費で、介護生活支援事業繰出金、介護保険特別会計に9,357万4,000円。

老人福祉費2,557万円は、長寿祝い金138万円、各委託料、配食サービス、もんぜん亭指定管理などの522万9,000円やシルバー人材センター補助金1,000万円、ハートフルセンター生活支援ハウス運営負担金231万5,000円、清流の里償還金266万7,000円。

障害福祉費では、重度心身障がい者等臨時給付金420万円。障害者自立支援では、障害者福祉計画策定委託料198万円、日中一時支援事業376万4,000円、介護給付費1億2,919万5,000円、相談事業負担金527万4,000円、生活用具給付費260万1,000円。

児童福祉費では、障害児通所給付費1,557万3,000円、出産祝い金95万円、育児支援紙おむつなど276万7,000円、子育て世帯臨時特別給付金1,082万円、児童手当616人に1億3,601万5,000円。

また、保健衛生費では、がん検診委託料685万6,000円、インフルエンザ予防接種984万3,000円、妊婦検診486万8,000円、不妊治療120万1,000円、インフルエンザ予防接種206万5,000円、子育て支援応援臨時給付金126万円、コロナワクチン接種対策費662万8,000円との説明がありました。

主な質疑では、コロナ禍で検診者や事業費が減少したと思うが、逆に増加したものに対し、今年度は、まだ税務住民課と詰めの協議を行っていない。

また、委員から、ワクチン接種に係る費用負担はに対し、令和2年度は接種が始まっていないので負担はない。

また、障害者福祉計画で、グループホームを検討と説明があったが、どのようなものかに対し、町にはないので、社会福祉法人にて民家を改修して建設を進めていく予定になっている。

また、不妊治療で妊娠された方に対し、80%ぐらいの方が妊娠されている。

また、委員から、1人暮らしの高齢者は何人ぐらいで、配食サービス、緊急時の通報システム利用者には対し170世帯前後、配食サービスは4人で794食、緊急通報サービス登録者は28件。

また、ワクチンの接種状況には対し、12歳以上で一回目の接種は5,474名で86.6%との答弁がありました。

次に、産業環境課所管の歳出の主なものは、塵芥処理費では、収集業務委託料5,144万3,000円、内訳は、生活系一般廃棄物収集運搬委託料3,240万6,000円、粗大ごみ収集委託料1,805万円、燃えないごみ、中山投棄場管理や新たに建設する運営負担金3,412万8,000円、可燃ごみリバースセンター負担金4,313万9,000円。し尿処理費では、湖東広域衛生管理組合負担金4,647万2,000円などで5,120万4,000円。

農林水産業費では、農業振興費で、環境保全型農業直接支払い交付金895万6,000円、特産物生産奨励補助金207万円、農業次世代人材投資事業補助金150万円、特産物振興支援補助金400万円、農村まるごと保全向上対策事業1,135万1,000円。土地改良事業では、13か所のため池ハザードマップ作成、ため池耐震調査で5,068万5,000円、ため池氾濫影響解析委託料1,946万7,000円、芹川ダム負担金2,607万8,000円、犬上ダム改修負担金488万5,000円。鳥獣害防止対策事業では、GPS首輪装着業務委託116万5,000円。林業総務費では、高取山ふれあい公園管理委託470万円、彦根市犬上郡営林組合に208万4,000円、高取山ふれあい公園運営支援補助金750万円、放置林防止対策境界明確化補助金234万円。狩猟費では974万4,000円。治山事業では、597万7,000円は里山防災工事3地区。森林資源循環利用促進費では、町産材利用住宅促進事業補助金200万円、徐間伐実施事業139万6,000円。地域再生費では、人材育成委託料217万1,000円、製品開発事業450万2,000円、販売戦略事業408万円、工事請負費では、製材施設整備工事913万2,000円。

商工費では、新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金540万円、住宅リフォーム促進事業618万1,000円、新型コロナウイルス感染対策での中小企業等経営支援給付金900万円、多賀そば地域協議会に300万円。観光費では、歴史文化遺産観光資源化委託に43万1,000円との説明がありました。

主な質疑では、GPS首輪装着は何頭のサルに首輪を設置するのかに對し、群れから離れないのはメスサルで、メスサル1匹に装着することで頭数、ねぐらが分かり、個体調整の資料とする。

また、今年度どれくらい捕獲するのかに對し、約200頭いると言われているうち160頭くらいを捕獲する。

また、各補助金で大豆は対象かに対し、対象外である。

また、委員から、ニンジンとソバの作付面積と農家数には對し、ニンジンは2.9ha

で7件、ソバは78haで農事組合9人と個人農家5人。

また、各委託料の委託先と内容はに対し、多賀森林循環事業協同組合に人材育成製品開発、販売戦略などと答弁がありました。

また、本事業の今後の見通しはに対し、小さな投資で少しずつ大きくしていく取組が必要と考えている。

また、森林多面的機能維持交付金は、再生林をしないと対象とならないのかに対し、間伐に対する補助である。

また、里山防災の治山事業や林道整備、境界明確化に森林環境贈与税を使うことは可能かに対し、県単独治山事業で贈与税を充てることはない。林道工事、維持補修に係る経費は対象であるとの答弁がありました。

次に、企画課所管では、企画費では、第6次多賀町総合計画等策定業務で1,434万4,000円。地方創生費では、地域経済活性化・キャッシュレス決済普及推進事業4,425万5,000円。集落活動推進費では、まちづくり活動支援交付金は38集落に1,821万7,000円、若者定住支援987万5,000円、空き家除却補助は448万9,000円。電子計算費では、6町行政情報システム共同利用料4,766万3,000円、またパソコン、プリンターの購入に692万円。公共交通対策費では、愛のりタクシー3,213万2,000円とコミュニティバス運行対策費補助金3,859万5,000円。観光費では、SL公園の管理で51万4,000円。都市再生整備計画費では、都市公園整備の地形測量業務で501万9,000円との説明がありました。

主な質疑では、SLの譲渡はどこまで進んでいるのかに対し、7月上旬に輸送業者が決定。コロナ禍で現地に来られない状況で、年内には引渡しを完了したい。

また、委員から、6町クラウドの使用料増額の理由である下水道会計の追加は、特別会計のときに取り組んでいなかったのかに対し、当初は下水道事業の法制化が想定されていなかった。

また、委員から、都市公園の委託内容はに対し、公園の清掃、巡視、除草、剪定、伐採との答弁がありました。

また、令和4年度の地域おこし協力隊はに対し、多賀町里づくり魅力化プロジェクトの中で、担い手として活用を考えている。

また、キャッシュレス決済の導入していない店舗への対応はに対し、今後、店舗の手数料負担が発生する。利益を生むことが難しい中、推進は難しい。

また、びわこ京阪奈線負担金、期成同盟会の現状はに対し、利用促進に対する補助事業としては今年度で終了。期成同盟会は今後も活動予定との答弁がありました。

次に、税務住民課所管の歳出の主なものは、賦課徴収費で、過年度還付金2,530万7,000円。戸籍住民基本台帳費で、システム改修委託385万2,000円。国民健康保険費で、特別会計等へ6,690万7,000円の繰出し。福祉医療扶助費で6,175万5,000円。後期高齢者医療費1億2,424万円との説明がありました。

主な質疑では、償却資産で設備投資がどの程度あったのかに対し、工場1棟、倉庫1棟。

個人住民税は増加しているが、令和3年度の見通しはに対し、大きくは減っていない。また、非課税世帯の状況はに対し、令和2年度の非課税者数は2,397人。

また、法人税の均等割は増収とあるが、新規法人が増えたのかに対し、新規開設と号数の引上げ。

また、新規法人数はに対し、220社から226社にとの答弁がありました。

また、町税未収金の収入見込みはに対し、所有者が不明の場合は、5年が経過すると不納欠損扱いとなる。それ以外の滞納者は分納していただくように努めている。

また、マイナンバーカードの交付数と今後の動向はに対し、現在2,517件で、10月以降は健康保険証として利用できる予定との答弁がありました。

次に、教育総務課、学校教育課の歳出の主なものは、保育所費3億6,080万4,000円は、コロナ対策消毒液のほか、保育所整備補助金3,054万1,000円など。また、認定こども園費では、施設管理費、園庭管理等で1億2,554万7,000円。子育て支援対策費では、委託料で、第3放課後児童クラブ設計管理委託料のほか567万9,000円。教育費では、事務局費の1億375万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として、各学校施設に網戸の設置、消毒液、空気清浄機などの備品購入950万3,000円。教育振興費では、1,697万6,000円は（仮称）久徳認定こども園測量設計委託料で806万円などで、小学校管理費では1億9,078万8,000円、校内LAN整備委託料3,252万円、用地購入費1,350万円。小学校教育振興費では、タブレット等の教材備品1,956万9,000円。中学校費では、通学バス運行委託料1,470万7,000円、校内LAN整備委託料1,714万3,000円、外国語指導業務委託料356万4,000円、教材備品購入に1,349万2,000円などで、幼稚園費では、新型コロナウイルス感染症対策として、体温計、消毒液の購入で34万6,000円などとの説明がありました。

また、生涯学習課所管では、ビジュアルブック作成などで338万7,000円。公民館費で、コロナ対策としてサーモカメラのほか106万3,000円。保健体育費で、スポーツ推進委員報酬63万2,000円のほか152万9,000円。文化財保護費では、久徳遺跡の発掘調査受託事業565万6,000円、多賀町文化財保存活用地域計画策定委託料196万7,000円、大岡高塚古墳整備基本構想委託料176万円、文化財修理補助446万5,000円。海洋センター費では、プールの改修で1,549万9,000円との説明がありました。

主な質疑では、施設管理委託料はどこの芝かに対し、たきのみやこども園。

また、なつめ保育園の建設総事業費と補助金の負担割合はに対し、国50%、町25%、事業者25%との答弁がありました。

また、会計年度任用職員保険負担金が高額となっているが、人数はに対し、教育委員

会全員分である。

また、町外に通っている保育園児負担金は国、県、町で負担するが、町負担と人数はに対し、16人で、金額は園の規模、子どもの年齢によって変わる。350万円ほどとの答弁がありました。

また、地域教育力向上支援事業補助金は毎年かに対し、県に継続要望をしている。

また、標準学力調査の目的と効果はに対し、どれくらい学力を習得したかの確認と、指導改善に役立てている。

また、海洋センター修繕工事は全額補助かに対し、約65%。

また、B&G海洋センターの老朽化が進んでいるが、体育館を修繕する場合、B&G財団からの補助率はに対し、補助条件があり、現在特Aの評価を頂いて60%ぐらい。

また、プールの温水化に対し、町の事業として予定はない。

文化財保護費で繰り越す理由はに対し、久徳遺跡の発掘調査が天候不良により3月末までの実施期間となり、整理調査を繰り越して実施することになった。

地域計画策定事業で、多賀区との話し合いに対し、絵馬通り活性化委員会などと考えていきたい。

また、史跡追加指定調査はどこかに対し、敏満寺遺跡全体との答弁がありました。

次に、地域整備課所管の歳出の主なものは、合併処理浄化槽設置補助180万円、合併浄化槽維持管理補助など473万2,000円。繰出金では、水道事業会計へ6,849万7,000円、農業集落排水事業特別会計へ4,873万6,000円。道路橋梁費では、県営道路事業町負担金2,164万9,000円。道路橋梁維持費では、除雪委託料、消雪施設等管理委託料、舗装補修、側溝補修などで3,702万7,000円。道路橋梁新設改良費では、(仮称)多賀スマートインター用地測量業務、用地補償、大手橋の長寿命化、絵馬通りの側溝改良、スマートインターのアクセス道路などで1億8,288万7,000円。河川総務費では、樋田地区急傾斜地崩壊対策工事や川相、大君ヶ畑、久徳に対する県負担金7,435万9,000円。繰出金は、下水道事業会計へ1億1,386万6,000円。都市計画費では、地籍調査委託料614万4,000円との説明がありました。

主な質疑では、除雪業務委託の内容はに対し、多賀工業会の会員12社に区間を割り振って委託している。委託料は時間単価と待機料になり、山間地と平地では作業時間に差が生じている。

また、委員から、集落除雪は2集落と聞いたが、拡大予定と出勤時の単価はに対し、今年度、新たに2集落に可能性を問い合わせたが、困難との回答。また、出勤単価は1日2万5,000円。

待機料単価はに対し、除雪機種によって異なるが、1シーズンで総額500万円から600万円程度。

また、委員から、合併処理浄化槽設置補助金と維持管理補助金の件数はに対し、設置

補助金は2件、維持管理補助金は101件。

また、委員から、地籍調査の進捗状況と今後の進め方とは対し、多賀地区を7分割して1地区につき境界確認、地図の閲覧を2年1サイクルで進めていくことになる。現在は要望に対する措置率が悪いいため、事業の進捗が遅くなり、多賀地区だけで14年ほど必要となる見込みであるとの答弁がありました。

以上で各課の審査を終了し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、認定第59号、令和2年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定すべきとすることに決定しました。

以上で決算特別委員会に付託されました審査結果の報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 以上で、総務常任委員長報告、産業建設常任委員長報告、予算特別委員長報告、決算特別委員長報告を終わります。

これより、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長、決算特別委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2 「議案第55号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第4号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第55号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第55号は、予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 「議案第56号 令和3年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第56号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第56号は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 「認定第59号 令和2年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定につい

て」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する決算特別委員長の報告は可決です。認定第59号は、決算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、認定第59号は、決算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 「認定第60号 令和2年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は認定です。認定第60号は、総務常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、認定第60号は、総務常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6 「認定第61号 令和2年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は認定です。認定第61号は、総務常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、認定第61号は、総務常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7 「認定第62号 令和2年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

山口議員。

〔10番議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） ただいま議題となっております、「認定第62号 令和2年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対の討論を行います。



年間平均被保険者数は1,333人で、歳入決算額は1億968万円、前年度比824万円の増額となっております。75歳以上が加入する後期高齢者医療制度は、2008年に導入されました。国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで負担増と差別を押しつける制度です。所得の少ない高齢者への保険料軽減の特例措置も2019年10月から廃止されました。さらに、菅政権のときに、菅政権は、75歳以上が支払う原則1割の医療費窓口負担に2割負担を導入する医療制度一括法を成立させました。2025年度後半から導入する計画であります。コロナ禍と高齢者の貧困化で今でも深刻な受診抑制を一層加速するものです。

窓口2割化は、単身で年収200万円以上、どちらも75歳以上の夫婦で年収320万円以上の世帯の計370万人です。75歳以上の高齢者はもともと病気にかかりやすく、治療にも時間がかかる世代です。現行の1割負担でも平均で年間8万円の窓口負担をしています。負担を苦にした受診抑制で重症化や手後れに至る深刻な事態も後を絶ちません。こうした医療負担計画に、食費を削ったり受診を我慢したり薬を減らしてもらえないなどの切実な声も上がっています。当然、通院を減らせば病気が悪化し、結果的には医療財政、国の財政も圧迫することが懸念されます。

政府は、現役世代との負担の公平性、現役世代の負担の軽減と口実を並べています。しかし、現役世代もいずれは年を取る上に、既に親の医療費を肩代わりしている人もいます。全国医療団体連合会の会長は、現在の1割負担でさえ、年収に占める医療負担割合は現役世代の2倍から6倍だと指摘しています。2割化による現役世代の個人負担は1人当たり月30円程度しかありません。政府は現役世代をだしの公費負担削減を狙っていると批判しております。病気になりがちな上、収入の手段も限られている高齢者だけを1つの医療制度に集め、負担増か給付減かを迫る制度の破綻はいよいよ明らかです。

高齢者をお荷物扱いするような、こうした医療制度の廃止を求める立場から、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出の決算の認定については、反対であります。

○議長（竹内薫君） ほかに討論されます方、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は認定です。認定第62号は、総務常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（竹内薫君） 起立多数であります。よって、認定第62号は、総務常任委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8 「認定第63号 令和2年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は認定です。認定第63号は、総務常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、認定第63号は、総務常任委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9 「認定第67号 令和2年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は認定です。認定第67号は、産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、認定第67号は、産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10 「認定第68号 令和2年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は認定です。認定第68号は、産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、認定第68号は、産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11 「認定第69号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和2年度決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は、多賀町水道事業会計の利益の処分については可決、また令和2年度決算の認定については認定です。認定第69号は、産業建設常任委員長の報告のとおり可決、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、認定第69号は、産業建設常任委員長の報告のとおり可決、認定することに決定しました。

日程第12 「認定第70号 令和2年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は認定です。認定第70号は、産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、認定第70号は、産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13 「請願第2号 国に対し所得税法第56条廃止の意見書提出を求める請願」の討論を行います。

近藤議員。

〔3番議員 近藤勇君 登壇〕

○3番（近藤勇君） ただいま、「請願第2号 国に対し所得税法第56条廃止の意見書提出を求める請願」ということで審議されているわけですが、先般も総務常任委員会で審議されました。全員でなく多数ということでした。

このことで、少し私の方から反対の意見を述べさせていただきたいと思います。

この請願の趣旨でいきますと、中小企業者は地域を経済の底辺から支え、地域の安全、伝統文化の継承、コミュニティづくりに貢献していますということで、よく私も理解はさせていただきます。先般もお話をさせていただいたんですけれども、私は家で農業を営んでおります。地域の経済を底辺から支えるという状態の農業ではございませんが、食料面では国の食料財政を支えているというふうに私は自負しております。そして本当に、北海道から沖縄まで農業に取り組んでおられる方、苦勞をしておられるというのも現実であろうと思っております。

私は家で農業をしながら、所得の申告をするのには、私、ここで議員をさせていただいて今1年半、年金を受けながら議員報酬を頂き、そして農業の所得で確定申告をしております。申告の方法として、私が今言いました確定申告あるいは白色申告、青色申告、法人であれば法人の申告等があると思っております。

その中で、ここに請願として出されましたのは、白色申告の中で、私どもの事業の中で、事業主の部分は人件費として認められるが、それに類する配偶者あるいは家族等の経費は一定額を上限として加算されないという部分が入っております。確かに所得税法の56条では、そのような部分があるかもわかりません。私が先ほど言いました、冒頭言いました農業でいきますと、農業の主体である私ですら人件費を認めてもらえません。

私の基礎控除だけしかありません。私も本当であれば、農業から給料を頂きたいんですけども、一切それも受けられない。何でかという、百姓は赤字であるという部分。赤字が多くなれば、他で払っている所得税は減額されるはずやと思います。同等に私も農業の事業主ですから、その部分を控除していただける方法がないのかなというふうに思っております。

先ほど申しましたように、私のような確定申告、あるいは白色申告、青色申告、法人の申告等がある。そしてこの文面の中にも書いておりますように、記帳する帳面等々については、白色であろうが法人の申告であろうが、全て一緒なんやと。それであれば、自分とこの配偶者あるいは自分の周りにいる親族等々への経費として、人件費を何とかしてそこで見てほしいということであれば、青色申告の方法があるの違うやろうか。

ということで、私、先般も税務署の方で、青色申告をするにはということのチラシ、冊子を頂いてきました。その中には、青色申告をしようとする年の3月15日、そこまでに提出しなければならない。あるいは、毎年、青色申告をするためには届けが必要やということが書かれていました。青色申告する届けを毎年せんなら税務署で認めてくれよらへんという部分も、この文面の中から読み取らなければならないのかなというふうにも思いますけれども、それはやはり申告するその人の義務であると私は思っております。

私も、先ほど申しましたように、農業の確定申告を一生懸命やっています。私も何とかしてもっと収益の上がる農業が出てこないものかと思いつきながら取り組んでおりますけれども、米農家では米価は下がる一方でございます。それでも何とかして日本の食料を支えんならん、支えていきたいと思いつきながら、農協へ米の抛出もしております。それでも、先ほど言いましたように、何も私の人件費は認めてもらえない。

そのような部分の中で、国に対して所得税法第56条の廃止の意見書提出を求める請願ということで、私は先ほど言いましたように、理解はしています。私ども中小業者が地域を底辺から支えているというその趣旨でいくのであれば、農業も何もかも一緒やとということで私、前回のときにも声を大きくして話をしましたけれども、やはり同じように取り組んでほしい。いくつもある中の1つだけに取り組むのか、みんなが1つの大きな団体として取り組んでいこうという気持ちになるのか、その部分が私が納得できない理由でございます。全部のそうして困っている人、困っているというのは、所得税法で引っかかっている人、その人らを同じようにクリアできる対策をみんなで力を合わせてやっていこうやないかということであれば、私は大賛成です。

しかし、ここで、県の商工団体連合会の方からこの請願は出ておりますけれども、文面の中にありますように、くどいようですけれども、私たち中小業者は地域経済を底辺から支えているというのも、先ほど申しましたように、十分理解はしています。農業者も支えている。林業者も支えているやろう。多賀の中は農業もあれば商売もある、林業もある。全ての人が1つとなって請願を出していこう、これはおかしいやないかという

ことであれば、私はもろ手を挙げて賛成しますけれども、今の状態では、私の気持ちとして、この請願を提出する、意見書を提出するということには賛成ができかねます。

以上です。

○議長（竹内薫君） 賛成の討論の発言を許します。

山口議員。

〔10番議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） ただいま議題になっております議案のうち、「請願第2号 国に対し所得税法第56条廃止の意見書提出を求める請願」について、賛成の討論を行います。

私も総務常任委員会で十分議論しました。本当にこの56条というのがまだ残っているのかと正直思いました。農業者の方もいろんな方も皆さんそうお思いだと思います。私はそういう方も含めて、この56条の問題点について、明らかにしたいと思います。

本請願というのは、家族従業者の働き分を必要経費と認めないとする所得税法第56条の速やかな廃止に向けて、多賀町議会として国に対し意見書の提出をお願いするという、そういうものです。既に全国では、請願の中にも書かれておりますけれども、550を超える自治体、特に滋賀県でも既に野洲市、米原市、愛荘町、そして、既に合併はしましたけれども、旧の愛荘町がこの趣旨の意見書を既に上げております。

所得税法第56条というのは、ご承知のように、配偶者に86万円、子どもなどその他の親族に50万円しか控除を認めていないというものです。事業主の所得から控除される配偶者86万円、その他の親族で50万円が家族従業者の所得とみなされるわけです。1か月で計算しますと、僅か数万円ほどしかありません。最低賃金にも満たない金額ではないでしょうか。これでは家業よりも外へ出て働いた方が良く、まさに後継者不足の要因となっているのではないですか。また、家族従業者の多くは女性です。国連女性差別撤廃委員会は、所得税法第56条が女性の自立を妨げているとして、政府に繰返し勧告しております。所得税法第56条は、まさにジェンダー平等の観点からも私は問題だと思います。

平成29年6月26日に多賀町中小企業・小規模企業振興基本条例ができました。その条例の目的として、中小企業、小規模企業の成長発展およびその事業の持続的発展ならびに地域経済の活性化を図り、もって町民の生活向上に寄与するとしています。国においては、小規模企業振興基本法が既に議員立法で制定されています。これらは、本請願の趣旨に合致するものです。

所得税法制定から約70年近くが経過している中で、白色申告や青色申告などの申告形態にかかわらず、家族一人一人、働き分は必要経費で認めることが本来の在り方であり、自立していくための基本ではないでしょうか。

私は、本請願を採択し、地方自治法第99条の規定に基づいて、この意見書が提出できるように議員各位の賛同を求めて賛成討論といたします。

○議長（竹内薫君） ほかに討論されます方。

9番、川添武史議員の発言を許します。

〔9番議員 川添武史君 登壇〕

○9番（川添武史君） 今、議題に上がっております、「請願第2号 国に対し所得税法第56条廃止の意見書提出を求める請願」は、総務委員会の委員長報告では、賛成多数で採択すべきと報告がありました。総務委員会の皆さん、本当にご苦労さんでございました。

私は、改めまして、賛成討論をさせていただきます。

所得税法と言われても、議員の皆さんは会社員や公務員などで、会社から給与を引き落とされ、手取りがいくら上がったか下がったかの生活だったのではありませんか。あまり所得税というのにびんこないと思います。請願者団体の業者婦人は、旦那とともに朝から現場に出向き、旦那と同じような仕事をされ、夕暮れになれば夕食の準備、また子ども、親がいれば、世話をしなければなりません。それだけ大変苦勞をされております。

所得税法第56条は、戦後間もなく、まだ家長制度が残っている時代に執行された法律であり、配偶者、奥さんの働き、それ以外の親族、子ども、跡取りの働き分は年間配偶者で86万円、それ以外の親族では50万円で特例措置で認められていますが、最低賃金にもおよびません。

地域の自営業者は、その家族の労働で支えられています。地域の自営業者は地域経済を底辺から支え、地域の安全、伝統文化の継承、コミュニティづくりにも貢献をしております。各地域の自警団の皆さんも、以前は自営業者が多く関わっていただきました。

確定申告は白色申告が基本であり、第57条で、一定の記帳義務を条件に、税務署から青色申告の承認を得た場合のみ必要経費に算入が認められています。この記帳は大変な労力がかかります。また、税理士に依頼すると多額の費用がかかります。2014年には、全ての事業者に記帳が義務づけられました。現在はパソコン会計の普及などで、白色、青色の実質的な差異はありません。どのようなやり方で記帳するかは納税者の自由です。

この請願はまた、女性の権利を認めさせる請願だと思っています。1999年には男女共同参画社会基本法が公布され、多くの働く女性の権利が叫ばれるようになりました。会社員の奥さんが共働きをすれば、会社から対価を受けます。働く女性として、働いた対価を得て労働と税務申告をされようとしています。2016年には、国連の女性差別撤廃委員会から56条を廃止すべきと勧告を受けています。ジェンダー平等の社会、誰もが多様性を認められる社会を実現することが必要としています。

全国では、先ほど近藤議員が言いましたとおり、農業団体では農民連、また女性の団体では新日本婦人の会などが、いろんなところで団体で運動をされています。近藤議員

が、農業の所得が私の働きにも見られない。これは勉強不足です。しっかりと所得税を勉強していただければ、自分の経費がどれだけかということは、計算してしっかりと税務署に申告できます。

全国では550を超える自治体が採択されています。県下もいくつかの自治体で採択されています。皆様の賢明なる判断を頂き、採択されますようお願いし、賛成討論といたします。ありがとうございます。

○議長（竹内薫君） ほかに討論されます方はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は採択です。請願第2号は、総務常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（竹内薫君） 起立多数であります。よって、請願第2号は、総務常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第14 「陳情第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実に求める意見書の提出について（依頼）」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は採択です。陳情第1号は、総務常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、陳情第1号は、総務常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

○議長（竹内薫君） 日程第15 「議案第71号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 「議案第71号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第5号）」につきまして、ご説明申し上げます。

本日、議会最終日に追加議案として提出させていただきました令和3年度一般会計補正予算（第5号）は、長引く新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている町内中小企業等の事業継続を支援することを目的とした支援金事業や、過日8月14日か

ら15日にかけて停滞した前線を原因とした豪雨により被災した道路や施設の復旧事業など、早急に手だての必要が生じたため、これらの予算措置をお願いするもので、補正予算書1ページの第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に1,595万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ51億4,718万5,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして、6ページの事項別明細書の歳入でございます。

50款国庫支出金であります。新型コロナウイルス感染症対策により、経済活動への影響に対応するための地方創生臨時交付金が追加され803万1,000円を受け入れるものでございます。

65款寄附金は、豪雨により災害を受けた集落内里道の災害復旧事業に対する地元寄附金として24万円を計上しております。

75款の繰越金768万7,000円につきましては、今回の補正に要します財源として充当するものでございます。

続きまして、次のページ、歳出でございます。

30款商工費ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている事業所に対する滋賀県の支援金事業への上乗せ支援金の給付事業費でありまして、総額803万1,000円をお願いするものでございます。

40款消防費では、消防活動や水防活動、あるいは防災活動に従事した者が新型コロナウイルス感染症に感染あるいは濃厚接触者となり休業せざるを得ない期間の休業補償制度による補償金や、8月の豪雨時において応急復旧を委託した経費など、合わせて187万円を計上しております。

50款の災害復旧費は、8月の豪雨によるもので、まず公共土木関連であります。町道5路線や里道1路線等の被災地の復旧工事費等で370万8,000円をお願いし、次のページの文教施設の災害復旧費は、床上浸水した多賀小学校の教室の床や排水路などの外構施設の修復事業でありまして、234万9,000円を計上したものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第71号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第5号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕



○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

議場の時計で4時40分までとします。

（午後 4時32分 休憩）

---

（午後 4時40分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま9番、川添武史議員から、「発議第1号 「所得税法第56条」の廃止を求める意見書案」が提出されました。これを日程に追加し議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。次に、5番、松居亘総務常任委員長から、「発委第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案」が提出されました。これを日程に追加し議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

なお、日程第16および日程第17を2号ずつ繰り下げ、発議第1号を日程第16とし、発委第3号を日程第17とします。

事務局より日程表および議案の配布を行います。

---

○議長（竹内薫君） 日程第16 「発議第1号 「所得税法第56条」の廃止を求める意見書案」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

9番、川添武史議員。

〔9番議員 川添武史君 登壇〕

○9番（川添武史君） 「発議第1号 「所得税法第56条」の廃止を求める意見書案」を朗読させていただきます。

中小業者は、地域経済を支え、地域の安全、伝統文化の継承、コミュニティづくりに貢献してきました。

しかし、中小業者の営業を支える家族従業者の働き分は、所得税法第56条、配偶者とその他の親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない（条文趣旨）により、必要経費として認められていません。控除されるのは、配偶者が年86万

円、それ以外の親族は年50万円を限度に、最低賃金よりはるかに低い金額にしかならず、そのことが後継者不足にもつながっております。

パソコン会計の普及などで青色申告と白色申告の差異は実質的にはなくなっており、全ての事業者に記帳が義務づけられたことから、青色申告普及のための優遇措置の存立根拠もなくなってきました。世界の主要国では、青色、白色といった区別はなく、家族従業員の労働を正当に評価し、その働き分を経費として認めるのは当然のこととされており、国連女性差別撤廃委員会においては、家族経営における女性の労働を認めるよう、所得税法の見直しを検討することを求めるという勧告がされております。

全国では550を超える自治体が廃止を求める意見書を国に上げています。家族従業員の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条の廃止を早急に求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和3年9月28日。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「発議第1号 「所得税法第56条」の廃止を求める意見書案」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（竹内薫君） 起立多数であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。原案の案の字句を削除して、意見書を国会および関係行政庁に提出させていただきます。

---

○議長（竹内薫君） 日程第17 「発委第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

5番、松居亘総務常任委員長。

〔5番議員 松居亘君 登壇〕

○5番（松居亘君） 本会議初日に提出されました陳情につきましては、総務常任委員会の審議を経まして、先ほど本会議において採択されましたので、「発委第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案」を提出いたします。

意見書案の朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策および地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、ほかの地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣宛て。滋賀県犬上郡多賀町議会。

以上でございます。

議員皆様の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「発委第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。原案の案の字句を削除し、意見書を国会および関係行政庁に提出いたします。

なお、本日の会議時間は、議案審議が終わらないため、会議規則第9条第2項の規定により延長することといたします。

---

○議長（竹内薫君） 日程第18 「議員派遣の件について」を議題とします。

本案は、会議規則第128条の規定により、お手元に配布しておりますとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

---

○議長（竹内薫君） 日程第19 「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

本案は、総務常任委員会、産業建設常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布した所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から提出されております閉会中の所管事務調査を行うことに決定しました。

以上で、本日の議事日程および本定例会に付された案件は全て終了しました。

去る9月3日開会、本日までの26日間の会期にわたり、終始熱心にご審議、ご審査賜り、誠にありがとうございました。

これをもって令和3年9月第3回多賀町議会定例会を閉会いたします。

（午後 4時55分 閉会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 竹 内 薫

多賀町議会議員 松 居 亘

多賀町議会議員 菅 森 照 雄